

議員提出第1号議案

大阪府情報公開条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会  
会議規則第13条の規定により提出します。

平成28年12月7日

大阪府議会議長 今井 豊 様

提 出 者	花 谷 充 愉	今 西 かずき
	岩 見 星 光	徳 永 慎 市
	朝 倉 秀 実	富 田 忠 泰
	しかた 松 男	田 中 一 範
	西 惠 司	釜 中 優 次
	みつぎ 浩 明	奴 井 和 幸
	原 田 こうじ	豊 田 稔
	奥 田 悦 雄	吉 田 利 幸
	うらべ 走 馬	西 川のりふみ
	吉 村 善 美	橋 本 邦 寿
	杉 本 太 平	原 田 亮
	西 野 しげる	富 山 勝 成
	松 本 直 高	

## 議員提出第1号議案

大阪府情報公開条例一部改正の件

大阪府情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府情報公開条例の一部を改正する条例

大阪府情報公開条例（平成十一年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議等の公開) 第三十三条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、実施機関は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第三項に規定する者であつて、大阪にふさわしい大都市制度の在り方、府及び大阪市が共同して取り組む施策その他知事が定める施策(以下「特別施策」という。)に関し必要な事項を調査し、及び助言するもの並びに特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものを行う助言等の活動(同項の報酬の支給を受けるものに限る。)の場の公開に努めなければならない。</p>	<p>(会議の公開) 第三十三条 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

特別顧問及び特別参与の助言等の活動の場を審議会等と同様に公開することにより、特別顧問及び特別参与の公正な活動の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与するため、条例を改正しようとするものである。